

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 125)

適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書		※整理番号		
		※課税/非課税		
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	租税人 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 親人法人	(フリガナ)		
	法人名			
	納税地	〒	電話( ) -	
	代表者氏名	(フリガナ)	Ⓜ	
	代表者住所	〒		
事業種目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	整理番号		
	法人名	部 門		
	本店又は主たる事務所の所在地	( 局 署 )	決 算 期	
	電話( ) -	業 種 番 号	整 理 簿	
	代表者氏名	業	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
代表者住所	〒			
事業種目				
租税特別措置法施行令(第39条の9第16項、第39条の108第15項)の規定による、適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合における、 租税特別措置法施行令(第39条の9第15項、第39条の108第14項)各号に規定する期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。				
記				
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円		
譲り受けようとする宅地	取得価額の 見積額	円	円	
	譲り受ける 予定年月日	・ ・	・ ・	
(やむを得ない事情の詳細)				
(その他参考となるべき事項)				
税理士署名押印		Ⓜ		
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	
		整理簿	備考	

15. 00 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 120)

適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
		※課税/非課税	
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)	法人名	
	納税地	〒	電話( ) -
	(フリガナ)	代表者氏名	Ⓜ
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
租税特別措置法施行令第39条の9第15項の規定による適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において租税特別措置法施行令第39条の9第14項各号に規定する期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。			
記			
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円	
譲り受けようとする宅地	取得価額の 見積額	円	円
	譲り受ける 予定年月日	・ ・	・ ・
(やむを得ない事情の詳細)			
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印		印	
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
		整理簿	備考

14-07

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 125)</p> <p>適格合併による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)施行令第39条の9第15項各号・第39条の108第14項各号に規定する引継ぎを受けた日以後にやむを得ない事情が生じたため、合併法人等が当該各号に定める期間内に宅地を譲り受けることが困難である場合において、当該合併法人等が租税特別措置法施行令第39条の9第15項・第39条の108第14項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合请使用してください。</p> <p>2 この申請書は、措置法施行令第39条の9第15項・第39条の108第14項に規定するやむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請時における措置法第65条の12第5項・第68条の83第6項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「譲り受けようとする宅地」の各欄  イ 「取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第65条の12第1項・第68条の83第1項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。  ロ 「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法施行令第39条の9第15項・第39条の108第14項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 120)</p> <p>適格合併による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)施行令第39条の9第14項各号に規定する引継ぎを受けた日以後にやむを得ない事情が生じたため、合併法人等が当該各号に定める期間内に宅地を譲り受けることが困難である場合において、当該合併法人等が租税特別措置法施行令第39条の9第14項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合请使用してください。</p> <p>2 この申請書は、措置法施行令第39条の9第14項に規定するやむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請時における措置法第65条の12第5項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(2) 「譲り受けようとする宅地」の各欄  イ 「取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第65条の12第1項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。  ロ 「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法施行令第39条の9第14項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p>